

保険会社向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>Ⅲ-2 保険業法等に係る事務処理</p> <p>Ⅲ-2-14 説明書類の作成・縦覧等</p> <p>Ⅲ-2-14-3 <u>リスク管理債権額及び債務者区分に基づいて区分された債権の額の開示</u></p> <p>(1) <u>連結ベースのリスク管理債権額については、連結貸借対照表に基づき保険会社及び連結の範囲に含まれる子法人等について作成されているか。</u></p> <p>(2) <u>開示区分</u></p> <p>① <u>破綻先債権</u></p> <p><u>規則第 59 条の 2 第 1 項第 5 号口(1)の「元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金」については、昭和 44 年 10 月 8 日付国税庁長官通達「保険会社の未収利息の取扱いについて」に基づき未収利息を益金に算入しなかった場合等をいう。</u></p> <p>② <u>延滞債権</u></p> <p>ア. <u>規則第 59 条の 2 第 1 項第 5 号口(2)の「債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの」については、「金利棚上げにより未収利息を不計上とした貸付金」を指すものとする。</u></p> <p>イ. <u>「延滞債権」に「金利減免」が含まれるかどうかについては、金利減免後の利息回収状況により判断するものとし、金利減免後の未収利息について収益不計上が認められる場合には、「延滞債権」として開示対象債権に含まれることに留意する。</u></p> <p>③ <u>貸付条件緩和債権</u></p> <p>ア. [略]</p>	<p>Ⅲ-2 保険業法等に係る事務処理</p> <p>Ⅲ-2-14 説明書類の作成・縦覧等</p> <p>Ⅲ-2-14-3 <u>不良債権の額の開示</u></p> <p>[削除]</p> <p>[削除]</p> <p>[削除]</p> <p>[削除]</p> <p>[削除]</p> <p>貸付条件緩和債権</p> <p>(1) [略]</p>

保険会社向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(ア) [略]</p> <p>(イ) [略]</p> <p>(ウ) [略]</p> <p>(エ) [略]</p> <p>(オ) [略]</p> <p>(カ) [略]</p> <p>(キ) 債務者の株式を受け入れた債権：債務の一部弁済として、債務者の発行した株式を受領した貸付金の残債。ただし、当初の約定に基づき貸付金を債務者の発行した株式に転換した場合は除く。</p> <p>(注) 上記の事例に係る判定にあたっては、例えば、以下の点に留意する。</p> <p>a. [略]</p> <p>b. [略]</p>	<p>① [略]</p> <p>② [略]</p> <p>③ [略]</p> <p>④ [略]</p> <p>⑤ [略]</p> <p>⑥ [略]</p> <p>⑦ 債務者の株式を受け入れた債権：債務の一部弁済として、債務者の発行した株式を受領した貸付金の残債。ただし、当初の約定に基づき貸付金を債務者の発行した株式に転換した場合は除く。</p> <p>(注) 上記の事例に係る判定にあたっては、例えば、以下の点に留意する。</p> <p>ア. [略]</p> <p>イ. [略]</p>
<p>イ. 過去において債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として金利減免、金利支払猶予、債権放棄、元本返済猶予、代物弁済や株式の受領等を行った債務者に対する貸付金であっても、金融経済情勢等の変化等により新規貸付実行金利が低下した結果、又は当該債務者の経営状況が改善し信用リスクが減少した結果、当該貸付金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていると見込まれる場合には、当該貸付金は貸付条件緩和債権には該当しないことに留意する。</p> <p>特に、実現可能性の高い(注 1)抜本的な(注 2)経営再建計画(注 3)に沿った金融支援の実施により経営再建が開始されている場合(注 4)には、当該経営再建計画に基づく貸付金は貸付条件緩和債権には該当しないものと判断して差し支えない。また、債務者が実現可能性の高い抜本的な経営再建計画を策定していな</p>	<p>(2) 過去において債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として金利減免、金利支払猶予、債権放棄、元本返済猶予、代物弁済や株式の受領等を行った債務者に対する貸付金であっても、金融経済情勢等の変化等により新規貸付実行金利が低下した結果、又は当該債務者の経営状況が改善し信用リスクが減少した結果、当該貸付金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていると見込まれる場合には、当該貸付金は貸付条件緩和債権には該当しないことに留意する。</p> <p>特に、実現可能性の高い(注 1)抜本的な(注 2)経営再建計画(注 3)に沿った金融支援の実施により経営再建が開始されている場合(注 4)には、当該経営再建計画に基づく貸付金は貸付条件緩和債権には該当しないものと判断して差し支えない。また、債務者が実現可能性の高い抜本的な経営再建計画を策定していない場合で</p>

保険会社向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>い場合であっても、債務者が中小企業であって、かつ、貸付条件の変更を行った日から最長 1 年以内に当該経営再建計画を策定する見込みがあるとき(注 5)には、当該債務者に対する貸付金は当該貸付条件の変更を行った日から最長 1 年間は貸付条件緩和債権には該当しないものと判断して差し支えない。</p> <p>(注 1) 「実現可能性の高い」とは、以下の要件を全て満たす計画であることをいう。</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) [略]</p> <p>(ウ) [略]</p> <p>(注 2)～(注 5) [略]</p> <p><u>(3) 債務者区分に基づいて区分された債権の額として開示対象となる債権</u></p> <p><u>規則第 59 条の 2 第 1 項第 5 号ニ本文において、債権として掲げられている未収利息及び仮払金とは、具体的に以下のものを指すこととする。</u></p> <p>① <u>未収利息とは、貸付有価証券又は貸付金に係る未収利息</u></p> <p>② <u>仮払金とは、貸付金に準ずる仮払金</u></p>	<p>あっても、債務者が中小企業であって、かつ、貸付条件の変更を行った日から最長 1 年以内に当該経営再建計画を策定する見込みがあるとき(注 5)には、当該債務者に対する貸付金は当該貸付条件の変更を行った日から最長 1 年間は貸付条件緩和債権には該当しないものと判断して差し支えない。</p> <p>(注 1) 「実現可能性の高い」とは、以下の要件を全て満たす計画であることをいう。</p> <p>① [略]</p> <p>② [略]</p> <p>③ [略]</p> <p>(注 2)～(注 5) [略]</p> <p>[削除]</p>